運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言(案)に関する意見について

令和4年5月19日(木) 指定都市教育委員会協議会 (幹事市:大阪市)

運動部活動の段階的な地域移行を進めていくにあたっての課題認識や要望等について、令和4年4月26日の第6回会議において審議された提言案に即して各指定都市教育委員会から意見を集約しましたので、ご報告します。

1 中学校等の運動部活動を取り巻く現状と改革の方向性

- (1) 部活動は中学校教育活動において生涯スポーツの基礎を築く大きな役割を果たすとともに、青少年のスポーツ教育の根幹を担ってきた。今回の地域移行は、これらの在り方の根本的な変革を迫るものである。こうした点を踏まえ、子どもにとって望ましい成長やスポーツの新しい可能性を担うものとなるよう、学校・家庭・地域のそれぞれが担う役割を明示し、子どもを中心に保護者を含めた地域全体で取り組むべきものという趣旨を、国からも積極的・継続的に発信していただきたい。
- (2) 各自治体が実情に応じたベストな方向性を選択できるよう、想定されるパターンを提示していただきたい。

2 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法等

- (1) 地域における新たなスポーツ環境の検討主体として、現時点では学校の設置・管理運営を担う担当部署が主体となって進めているが、地域におけるスポーツ機会の確保、子どもの多様なニーズに合った活動機会の充実は、地域スポーツ振興の観点から、地域スポーツ担当部署が中心進めていくべきだと考える。例えば自治体が作成するスポーツ基本法に基づく基本計画において、学校部活動の地域移行に積極的に関与するよう国からも働きかけてもらいたい。
- (2) 社会教育や地域スポーツの側面から新たな部署を設置するなどして、学校教育と並んで 各自治体のスポーツ協会や連盟等の関係団体が積極的に地域移行を進めていけるような 体制づくりが重要である。
- (3) 行政として保障すべき子どものスポーツ活動の範囲を整理するとともに、地域移行に対応したガイドラインを策定するなど、学校部活動から地域に移行される活動の性格・位置づけを明確にされたい。

3 地域におけるスポーツ団体等の整備充実

(1) 地域移行の当初から自主運営できる実施主体は限定的と考えられることから、改革集中期である令和5~7年度はもちろん、それ以降も実施主体の持続可能な運営を担保し地域移行を円滑に進めるための国の財源措置を講じていただきたい。また、国においては、地域移行によって地域間格差が助長しないよう、自治体の財源を前提としない国庫補助による地域移行の枠組みを示していただきたい。

4 スポーツ指導者の質・量の確保方策

- (1) 学校部活動を地域移行するにあたっては、生徒を見守り、指導者からの体罰や暴言、生 徒間同士のトラブル、事故やケガに対応し、問題解決できるような機関の設置が不可欠で ある。国としても、こうした対応に関する指針を示していただきたい。
- (2) これまでの部活動改革の経過からも、指導者の質の向上は肝要であり、ライセンス制や 研修の充実は不可欠と考える。実施主体が指導者の研修までカバーできるような体制づく りが必要であり、指導者の確保に必要な費用についても国の支援を検討していただきたい。
- (3) 部活動指導に対する熱意のある教員の力を活用しなければ、当面の間は、指導者の確保は難しいと考えられるので、兼職・兼業の制度の活用が必要である。

5 スポーツ施設の確保方策

- (1) 部活動の地域移行にあたっては、学校施設を活用することが前提となるが、優先的に活動場所を確保できるよう地域部活動の性格・位置づけを明確にすることが必要である。一つの例として、実施主体に対する施設利用に関する減免措置による支援が挙げられる。
- (2) 民間業者の有するスポーツ施設を利用することも想定されるが、その際には経済的な理由により参加できない場合がないよう、配慮が必要である。また、必要物品等の購入に係る費用等、国の財政支援が必要である。

6 大会の在り方

- (1) 大会運営の体制については、教員の協力や運営への参画を前提としない新たな大会運営 の仕組みや、過度な指導や勝利至上主義等の弊害を招くことのないような全国大会のあり 方について、精選を含めて今後とも検討するよう日本中体連や各競技団体等に対して要請 していただきたい。
- (2) 教員が大会参加の引率をすることは負担が大きいため、個人競技・団体競技にかかわらず校長が認める適切な外部指導者であれば引率可能と規定を緩和すべきである。また、中体連のみならず各種目団体に対しても参加資格の緩和が行われるよう要望していただきたい。
- ※「ふさわしい活動内容の運動部活動がほぼ見られない状況となっている」(提言案 29 頁) とまでは言えないのではないか、との意見あり。

7 地域スポーツにおける会費の在り方

(1) 中学生を対象とした公正・平等なスポーツ活動という趣旨から、<u>家庭の経済力によるスポーツ格差とならないよう、経済的に困窮する家庭のみへの援助ではなく各家庭の経済力に関係なく保護者負担は極力軽減させるべきである。受益者負担を理由に会費が高額にならないよう公的な財源措置が不可欠であると考える。国としても何らかの財源措置や会費のルール策定等の支援を検討していただきたい。</u>

8 保険の在り方

(1) 中学生を対象としたスポーツ活動という趣旨からは、スポーツ活動の内容によって一部 保険料が高くなるということはあり得るが、できるだけ実施主体によって異なる補償制度 とならないよう平準化することが望ましいと考える。日本スポーツ振興センターのように 一律となるような仕組みを国は構築するべきであり、「スポーツ安全保険」への加入を強 く促す扱いとして、災害共済給付と同程度の補償内容となるよう、国が主導してルール化 を図っていただきたい。

9 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方

(1) 学校部活動の地域移行を踏まえた今後の方向性を示すことにより、今後の部活動改革の方向性が明確となり、教員の認識も高まると考える。次期学習指導要領の改訂において学校部活動の取扱いの抜本的見直しを検討している点を広く周知していただきたい。

10 地域移行の取組みが進められている間の学校における運動部活動の在り方

- (1) 現在、国庫補助を活用して部活動指導員を配置して部活動改革を行っていることから、 少なくとも移行期間は、特に教員の働き方改革に極めて有効な手段である部活動指導員の 拡充を継続し、「国は部活動指導員の配置に係る予算を確保すること」を追記していただ きたい。また、自治体の裁量で任用できる指導員に対する国の財政措置もお願いしたい。
- (2) 休日の運動部活動の地域移行と並行して、平日の運動部活動や文化部活動等を含めた学校部活動全体の在り方改革を進めていく必要がある。これらについてもモデル的に実践し成果と課題について、各自治体へ積極的に情報を発信していただきたい。

11 休日の運動部活動の地域移行の達成時期のめどについて

(1) 地域移行を広く展開していくためには、一定の集中期間を位置づけ自治体の取組みを勧奨していく仕組みは必要であるが、一方で実情に応じた段階的な移行が現実的であると考える。こうした前提を踏まえたうえで、国からも積極的・継続的に発信するとともに、各自治体で推進計画の策定を行うための指針等を提示いただく、国より早期に具体的な予算(財政支援)を示されるとともに、自治体における議論は国の予算を踏まえて具体的なものとなることを考慮した「達成時期・改革集中期間・スケジュール」に見直していただくなど自治体の負担を軽減されるよう配慮をお願いしたい。